

公益法人制度の基本



内閣府

「公益三法」による公益法人制度

～「民による公益の増進」を目指す～ 明治31年の民法施行以来110年ぶりの大改革

・平成18年5月26日 公益法人制度改革関連三法案の可決・成立

・平成20年12月1日 新制度の施行

(従前の民法による公益法人制度)

◎ 法人設立の主務官庁制・許可主義の下、法人の設立と公益性の判断が一体

(「公益三法」による新公益法人制度)

◎ 主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離

<民法上の社団法人・財団法人>

○「公益法人」の設立

=各主務官庁の**許可制**

・自由裁量 ・縦割り行政

○公益性の判断

・各主務官庁の自由裁量
(判断基準の規定なし)

分離

<公益社団法人・公益財団法人>

○「公益性」の認定

=一般法人からの申請を**民間有識者からなる第三者委員会が審査・答申**→行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)が認定処分

○税制優遇：「公益性」認定と連動

・法人税は収益事業のみ課税。ただし、公益目的事業の認定を受けたものは収益事業でも非課税
・公益法人は全て特定公益増進法人。一定要件を満たせば寄附金の税額控除あり(23年度)

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

・明確な基準を法定
・統一的な判断(縦割り行政からの脱却)

関連税法の規定

○税制優遇：法人格付与と連動

・法人税は収益事業のみ課税
・一定要件を満たす特定公益増進法人に対する寄附金について所得控除あり

<一般社団法人・一般財団法人>

○「一般法人」の設立

準則主義 登記のみで設立

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

◎平成20年12月現在、特例民法法人(旧公益法人)は全国で24,317法人(うち国所管6,625)

移行申請

◎5年の移行期間(～平25.11末)内に、新制度への移行申請を行う必要あり⇒申請がない場合、移行期間満了時に「みなし解散」

③ 整備法(新制度への移行手続等)

公益法人とは

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定申請を行い、行政庁の認定を受けることができる。認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、公益社団法人又は公益財団法人となる。

一般社団法人・一般財団法人

- ・ 事務所が複数の都道府県にある
- ・ 複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている

申請

内閣総理大臣

上記以外の場合

申請

都道府県知事

公益認定基準（認定法5条各号）

1. 法人の目的および事業の性質、内容に関するもの

- ①公益目的事業を行うことが主たる目的であること。（1号）
- ②公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力があること。（2号）
- ③理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと。（3、4号）
- ④社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。（5号）
- ⑤公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（7号）

2. 法人の財務に関するもの

- ①公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること。（6号）
- ②公益目的事業比率（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること。（8号）
- ③遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。（9号）

3. 法人の機関に関するもの

- ①同一親族等および他の同一団体の関係者が理事又は監事の3分の1を超えないこと。（10号、11号）
- ②一定の基準を満たす場合に会計監査人を設置していること。（12号）
- ③理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること。（13号）
- ④社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。（14号）

4. 法人の財産に関するもの

- ①他の団体の意思決定に関与することができる財産（株式等）を保有していないこと（ただし、議決権の過半数を有していない場合はこの限りではない）。（15号）
- ②公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。（16号）
- ③公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。（17号）
- ④清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。（18号）

認定法別表

<認定法第2条による定義>

公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- | | |
|---|--|
| 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業 | 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業 |
| 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業 | 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業 |
| 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業 | 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業 |
| 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 | 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業 |
| 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 | 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業 |
| 六 公衆衛生の向上を目的とする事業 | 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業 |
| 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 | 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業 |
| 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業 | 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 |
| 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 | 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業 |
| 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業 | 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの |
| 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業 | |
| 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業 | |
| 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業 | |

※「政令で定めるもの」は制定されていない

公益目的事業について

「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

- 公益法人認定法 別表(第二条関係)
- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 - 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
 -
 - 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
 - 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

※ 事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査検定

- ・不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。
- ・検査検定の基準を公開しているか
- ・検査検定の機会が一般に開かれているか
- ・検査検定の審査に当たって公平性を確保する仕組みが存在しているか
- ・検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか

「公益目的事業のチェックポイント」(公益認定等ガイドライン) における事業区分と事業名の例

	事業区分	事業名の例（事業報告書等に記載されているもの）
1	検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
2	資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
3	講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
4	体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5	相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6	調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9	展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10	博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11	施設の貸与	施設（又は会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12	資金貸付、債務保証等	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	助成（応募型）	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
15	競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16	自主公演	公演、興行、演奏会
17	主催公演	主催公演、主催コンサート

公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要

